

福島県と学校法人同志社とのふくしま復興のための包括連携協定

福島県（以下「県」という。）と学校法人同志社（以下「同志社」という。）とは、相互に連携を図り、東日本大震災からのふくしまの復興に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県出身の山本覚馬・八重兄妹が、同志社の創立に大きく貢献したことを縁として、県及び同志社が相互に連携し、双方の有する知的・人的・物的資源を有効に活用した共同による活動を推進し、相互の発展を図りながら、東日本大震災からのふくしまの復興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 県と同志社は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力を努める。

- (1) 科学技術・学術の振興に関すること。
 - (2) 人材育成に関すること。
 - (3) 経済・産業・観光・交流の振興に関すること。
 - (4) 文化・スポーツ・芸術の振興に関すること。
 - (5) 健康・福祉の向上に関すること。
 - (6) 情報発信の促進に関すること。
 - (7) その他目的を達成するために必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、県と同志社は原則として1年に1回、協議を行うものとする。
- 3 同志社は第1項各号に掲げる事項の一部を、県との協議により、同志社の関係団体等を実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 県又は同志社のいずれかが、協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1月前までに県又は同志社のいずれかから改廃の申し出のない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じた場合は、県及び同志社が協議の上、決定する。

平成25年1月29日

福島県福島市杉妻町2番16号

京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地

福島県

学校法人同志社

福島県知事

佐藤雄平



学校法人同志社理事長

Handwritten signature of the President of Seikei University and a red square seal of the Seikei University President, reading '同志社理事長印' (Seal of the President of Seikei University).